

加算の処遇改善計画書は各指定権者へ提出してください。(下記を参照してください)

障害福祉サービス等処遇改善計画書・実績報告書

提出先一覧

① 県指定の障害福祉サービス事業所等のみ運営する法人

⇒富山県庁障害福祉課（※精神障害のみを対象とする法人は健康対策室健康課に提出）

② 富山市指定の障害福祉サービス事業所等のみ運営する法人

（者のみ）⇒富山市障害福祉課

（者及び児）⇒富山市障害福祉課

（児のみ）⇒富山市こども健康課

③ 下記事業所(★)のみ運営する法人

★基準該当、計画相談支援、障害児相談支援

⇒関係市町村障害福祉担当課

④ 1つの法人で県と富山市の両方の指定を受けている場合

⇒富山県庁障害福祉課(精神障害のみ:健康対策室健康課)と富山市障害福祉課(児のみ:こども健康課)の両方

※計画書一式を県と富山市の両方に提出

⑤ 1つの法人で県指定の事業所と下記事業所(★)の両方を運営している場合

★基準該当、計画相談支援、障害児相談支援

⇒富山県庁障害福祉課(精神障害のみ:健康対策室健康課)と関係市町村障害福祉担当課の両方

※計画書一式を県と関係市町村の両方に提出

⑥ 1つの法人が複数の事業所を県内及び県外の都道府県等で運営している場合

⇒富山県庁障害福祉課(精神障害のみ:健康対策室健康課)と他都道府県等の指定権者の両方

※計画書一式を県と他都道府県等の指定権者両方に提出